

令和7年 春の交通安全県民運動 奈良県実施要綱

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

運動期間

令和7年4月6日(日)～4月15日(火)

令和6年度交通安全ポスター金賞受賞作品



桜井市立安倍小学校5年(当時)
鈴木 陽菜さんの作品



大淀町立大淀中学校2年(当時)
谷口 らなさんの作品

《主唱》 奈良県・奈良県交通対策協議会

運動の重点

1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

- 新入学期を迎え、新たに通学・通園を開始するこどもたちへの交通安全教育や、通学路等における見守り活動を推進しましょう。
- 横断歩道を利用し、信号機のあるところでは、その信号を必ず守りましょう。
- 道路への飛び出しや車両前後の横断はやめましょう。また、横断するときは、左右の安全確認をし、手をあげるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認しましょう。
- 高齢者の方は、自身の加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解し、安全に道路を通行しましょう。

県内統一デー：4月7日(月)

2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

- ダイヤモンドの先には必ず横断歩道があります。横断歩道手前では減速し、横断歩道での歩行者優先義務を守りましょう。
- スマートフォン等を操作しながらの運転は禁止されています。
- 後部座席に着席する場合もシートベルトを着用しなければなりません。運転者だけでなく、同乗するすべての人がシートベルトを着用しているか確認しましょう。
- 幼児を同乗させるときは、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。
- 高齢運転者の方は、加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を理解し、安全運転サポート車への乗り換えやサポートカー限定免許への切り替え、運転免許証の自主返納を考えましょう。
- 二輪車の特性とプロテクターを着用することによる被害軽減効果を知り、ペダル付き電動バイクは一般原動機付自転車又は自動車の交通ルールが適用されることを理解しましょう。

県内統一デー：4月12日(土)

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

- 自転車や電動キックボード等に乗るときはヘルメットの着用を徹底し、交通ルールを守って、事故防止に努めましょう。
- スマートフォン等を操作しながらの運転、傘差し等による片手運転、イヤホン等を使用した運転は禁止されています。

県内統一デー：4月6日(日)

4月10日(木)は交通事故死ゼロを目指す日です(全国一斉)

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



自転車保険に加入しましょう

- 奈良県では条例により自転車保険への加入が義務となっています。
- 自転車事故の加害者になってしまった場合、高額な賠償責任を負うことがあります。万一の事故に備え、自転車保険に必ず加入しましょう。



シカメットくん